

介護事業所の共用の規制の明確化により、事業所のスペースを有効活用へ

～指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制の明確化～

詳しくは
提案募集方式データベース
「28年」
管理番号「28」
で検索!
QRコードからもアクセスできます



ポイント

指定小規模多機能型居宅介護の居間と食堂の共用に関する規制を明確化し、介護事業所のスペースを有効活用することが可能に (通知)



介護事業所のスペースを有効活用し、最小限の人員でサービス利用者の交流機会を確保



取組の概要 「新旧の介護事業所でサービスの円滑な移行を目指す」

- 過疎地域の指定を受けた人口1,500人弱の島牧村では、介護福祉サービス提供事業所が不足しており、限られたマンパワーやスペースを効率的に活用し、介護福祉サービスを提供することが長年の課題となっていた。
- 高齢社会への対応として、複数の介護福祉サービスを提供する建物の建設を計画している中、現在のサービス利用者が新しい建物でも利用できるかが懸案となっていた。



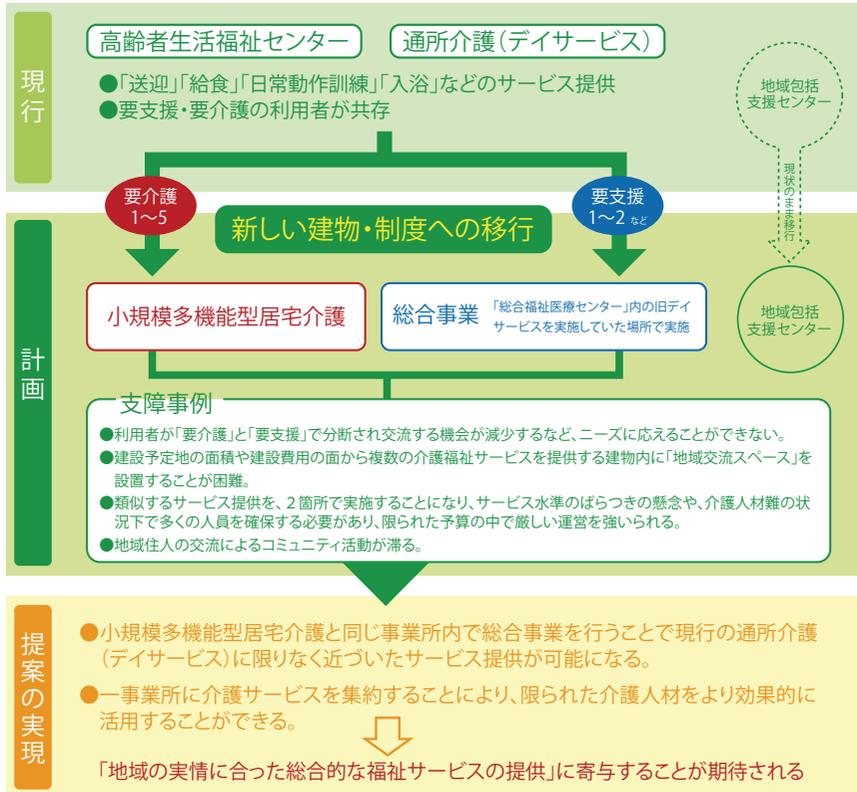
要介護者及び要支援者の交流風景

- 提案の実現により、「要介護」「要支援」の区別なく、現在のサービス利用者全員に新しい建物でもサービスを提供することとした。
- 新しい建物は、平成29年度より着工し、平成31年度から小規模多機能型居宅介護の事業を開始する予定である。

取組の成果 「事業所のスペースを有効活用でき交流活動の維持が可能に」

- 現在のサービス利用者全員（要介護者19名・要支援者13名）が新たな建物でもサービスを受けることが可能となり、「要介護」「要支援」の違いにより分断されることなく交流が継続され、利用者の利便性の維持が図られることとなった。
- 現在のサービス利用者からは、「馴染みの職員・他の利用者との関係が断たれることがなくなって良かった」との喜びの声が寄せられている。
- サービスを集約することにより、スペースを効率的に活用でき、提案の実現前と比べて、必要な介護職員の増員数が11名から8名と3名効率化され、必要最小限の人員（介護職員14名）で従来と同様の介護福祉サービスを提供することが可能となった。

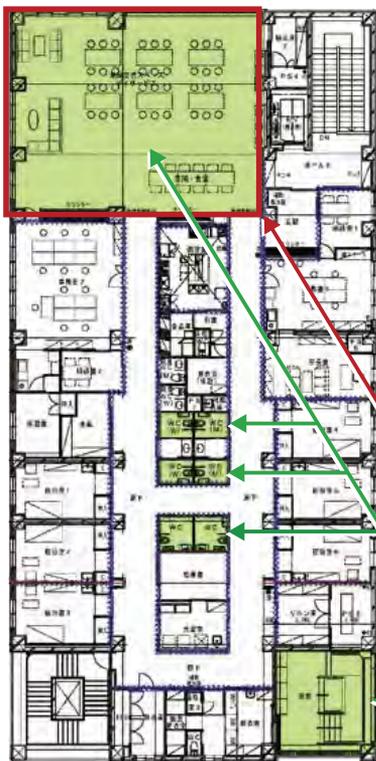
提案実現のイメージ図



総合福祉医療センター及び建設予定地



新しい建物の平面図(2F部分)



新しい建物の完成イメージ図



	用途
3F	機械室 屋上避難スペース
2F	小規模多機能型居宅介護事業所
1F	ピロティ(自動車車庫)

提案実現により、
要介護者と要支援者の共用が
可能になったスペース

現行のデイサービスを移行して実施

提案募集方式により、サービス利用者 同士の交流の場を守れました!

関係者の声

島牧村
福祉課 課長
及川光輝 氏



- 福祉課に配属される前の部署では地方分権改革を担当しており、地方分権の知識を活かし、現職での課題解決の手段として提案募集方式を活用しました。
- 島牧村においては交通手段が限られており、同じ曜日に事業所を利用している利用者同士の家を行き来することは困難で、事業所利用が唯一の交流になることがほとんどです。
- 現在のデイサービスに通っている利用者の生きがいとも言える交流が続けられ、分断を回避できたことが最大の成果であると考えています。